

様

江津市市民生活課  
(医療年金係)

後期高齢者医療保険料の徴収方法について (お知らせ)

平素は市行政にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて今年(平成20年)の4月1日より、これまでの老人医療制度がなくなり、後期高齢者医療制度が始まりました。これによって、日本国内に住む75歳以上の方(広域連合が認定した一定の障害のある65歳以上の方を含む)は全員、これまでの社会保険や国民健康保険等を自動的に外れ、『後期高齢者医療保険』という医療保険に加入されることになります。

この『後期高齢者医療保険』では、医療保険を運営するために必要な保険料を、平成20年4月から、年金を受給されている方については原則その年金から引取りさせていただくことになっております。(これを特別徴収といいます。)<sup>A</sup> しかしながら、 様におかれましては下記のいずれかの条件により、平成20年4月からの特別徴収の対象者となりませんでした。 保険料徴収の開始月は下記のいずれかとなりますので、お知らせいたします。

記

1. 平成20年4月より特別徴収とならない方

1) 被用者保険(社会保険)に属していたと見込まれる方

<sup>C</sup> → ①被用者保険の被扶養者となっておられた方 <sup>F</sup>

※ 平成20年4月から9月分の保険料徴収については凍結となっておりますので、保険料の徴収はいたしません。<sup>D</sup> 平成20年10月から特別徴収または普通徴収(納付書もしくは口座振替)となります。

②被用者保険の被保険者本人だった方

※ 平成20年7月から普通徴収(納付書もしくは口座振替)となります。条件を満たしておられれば10月より特別徴収となります。

2) 特別徴収の対象となる年金を年額18万円以上受給しているが、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の1/2を超える方

※ 平成20年7月から普通徴収(納付書もしくは口座振替)となります。

3) 特別徴収の対象となる年金が年額18万円未満の方

※ 平成20年7月から普通徴収(納付書もしくは口座振替)となります。

4) 平成20年4月で75才になられる方、又は、平成20年1月18日以降に江津市に転入されてきた方

※ 平成20年7月から普通徴収(納付書もしくは口座振替)となります。条件を満たしておられれば10月より特別徴収となります。

2. 普通徴収の口座振替について

<sup>E</sup> 平成20年7月から普通徴収となる可能性がある方につきましては、この4月より市内金融機関で口座振替の申し込みができます。同封の江津市口座振替申込書(用紙は各金融機関にも置いてあります)をご希望の金融機関に提出されて申し込みをおこなってください。

3. お問合せ先

江津市役所 市民生活課医療年金係

TEL 0855-52-2501(代) 内線 1116・1117